

第4回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録（概要版）

1 開催日時

開会 令和3年9月18日（土）午後14時00分

閉会 令和3年9月18日（土）午後17時40分

2 開催場所

サンセール盛岡 1階 大ホール（盛岡市志家町1-10）

3 出席委員

（委員）

大塚耕太郎岩手医科大学教授、大貫隆志一般社団法人ここから未来代表理事、小幡佳緒里リベルタス法律事務所弁護士、児美川孝一郎法政大学教授、高橋幸平朝日大学教授、南部さおり日本体育大学教授、藤田治彦藤田法律事務所弁護士、佐藤一男教育局長、高橋一佳教育次長、八重樫学教職員課総括課長、渡辺謙一教育企画室長、中川寛敬学校教育室学校教育企画監、清川義彦保健体育課総括課長、木村基教職員課県立学校人事課長、金野治教職員課小中学校人事課長、須川和紀学校教育室高校教育課長、三浦隆学校教育室義務教育課長、泉澤毅学校教育室生徒指導課長、菊池郁聡学校教育室産業・復興教育課長、米内靖士ふるさと振興部学事振興課総括課長、畠山剛文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長、菊池優幸保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

4 会議の概要

議事

ア 再発防止「岩手モデル」策定委員会設置要綱について

イ 部会の進捗について（人事管理等検討部会）

ウ 第3回策定委員会意見聴取における御意見・御要望について

その他

なし

議事ア 再発防止「岩手モデル」策定委員会設置要綱について

【委員】第2条で、「学校教育に起因する児童生徒の自死事案の再発」というところだが、正確に書くと「学校現場と関連する」がいいのではないかと思う。

自死の発生というのは、様々な複合的な要因が関連するということがあるので、そういう書き方のほうが正確ではないかと思ったので、検討いただければと思う。

【事務局】「学校現場に関連する」という記述のほうがより適正ではないかという指摘があったので、そういう形に修正してもよいか、皆さんの意見をいただきたいと思う。

【事務局】委員の意見を受けて、修正したいという話だが、この点についてはよろしいか。

（「はい」の声あり）

【事務局】それでは、そのように修正させていただく。

【被害者父】協議事項の第2条の1、「適切な対応・評価、的確な情報共有ができなかった理由を解明し」とあるが、これはどのようにして解明していくのかは、これから協議すると解釈してよいか。

理由の解明、報告が何ページかある。理由を解明するにあたって、皆さんがこれを調べて報告するのでは全く不十分である。外部委員の皆様、もちろん被害者、御遺族の皆さんが参加して、これをきちんと調べ直すということが必要であると考えますが、いかがか。

【事務局】理由の解明に関しては、本日の議事イのところ、こちらから報告したいと考えている。

【被害者父】私が聞いたのは、皆さんが調べただけでは不十分である、と。第三者委員会ではないのだから。我々被害者も、御遺族の方も、一緒にきちんと話を聞いて調べるといふ姿勢でなければ、何が理由だったのかは解明できないのではないかと聞いている。

【事務局】本日説明する理由の解明については、これまで人事管理等検討部会において作業を進めてきた内容を一旦取りまとめたものを本日皆様に示して、この場で御意見をいただいた上、さらにブラッシュアップを図っていくという進め方を考えている。

【被害者父】了解した。

【事務局】 それでは、再発防止「岩手モデル」策定委員会設置要綱の一部改正案については、このとおりと決定させていただく。

議事イ 部会の進捗について（人事管理等検討部会）

【被害者父】 全く話にならない。この皆さんの言い訳みたいなものを、ずらずら書き並べたものを出されて、怒りと腹立たしさしか覚えない。

もしこんなもので報告になると考えているのだとしたら、県教委の存在意義は何なのか。この対応とかまとめとか読んでみると、無駄飯を食っているに等しいじゃないか。

そもそもこの調査というのは、誰がこういう調査方法でやろうと決めたのか。外部委員の皆さんには了解を得てこういう方法で調査をされたのか。

それから、23人に聞いたと書いているけれども、この23人の名前が書いていない。本当に聞いたのかも分からない。こんなことでは調査にならない。

【事務局】 調査については、実人員で32名、これは学校関係者であれば、例えば当時の校長先生、副校長先生、県教委であれば教育長をはじめそれぞれの関係する室課の課長に聴取を行っている。

あと外部委員への了解の件であるが、これは第3回の策定委員会の中でも部会の報告をしており、このような形で進めるという、細かいところまでではないが、概要については報告している。

【被害者父】 もう一点は、私が皆さんにファックスで送った回答を求めた項目についても回答がきちんとなされていない。せっかく教育長もおいでになっているようであるから、ぜひこの場で回答ください。

まず第一点、C副校長の報告書と元部員の証言が異なるのはなぜなのか。

【事務局】 最後の議事で、前回質問いただいた点について整理したものを報告することとしているので、そのところをお願いしたい。

【被害者父】 次は、事実関係の確認を行ったが、暴力行為は確認されなかったとの議会への虚偽報告は誰が何の目的で行ったのか。

【事務局】 それも含めて、前回質問いただいたところをまとめて報告する。

【被害者父】 続いて三点目、当該顧問は常習的に体罰を繰り返していたにもかかわらず、私たちに虚偽を述べ続けてきた。そういう認識で間違いはないか。

【事務局】 その点も含めまして、全てまとめて報告する。

【事務局】当時の口頭受付、やり取りをした記録等である。学校と県教委の中でのやり取りをしたということである。

【委員】そもそもベースとなる資料を県教委が保有する資料に限定した理由は何か。

【事務局】限定したというよりは、我々が持っている資料の中で事実の確認を進めた。その資料では、分からない部分についてはヒアリングという形で事実の解明を進めたということである。

【委員】かなり分からないことがたくさんあるのではないかとということが想像できる。例えば不足した点と書かれている部分と、不足した理由として書かれている部分がほぼ同じことを繰り返しているように読める。

2 ページ目の下の不足した点、A 高校に書かれている不足した理由の部分。理由のほうでは、「学校では、被害生徒本人からの確認を最優先と考えており、それを実施しないなかで、他の生徒への」云々ということが書かれていた。理由として挙げるのであれば、なぜそのような判断をしたのか、誰がどのような権限の下、どういった情報を根拠にしてそう判断したのか、そこを明確にしないと不足した理由とはならないと思っている。他の不足した点、不足した理由に関してもそういった部分が極めてたくさん見えていくので、このままだと具体的にどうやり方を変えていけばいいのかという情報としてはかなりの不足が考えられる。

それから、様々な理由のようなものが書かれているわけだが、そこから受ける印象は学校も県教委も一貫して顧問教諭の暴力行為あるいは暴言に対して小さく見積もり、かつそれを容認し、誰も止めようとしなかったという事実のように思う。だから、こうした資料を基に様々な判断をしていることはあまり役に立たないので、別の方法をお取りになることをお勧めしたいと思う。

【事務局】整理の仕方についての御意見と賜った。今の御意見を踏まえて、さらに内部で検討したいと思う。

【委員】幾つか聞きたい点があるが、まず一つは本来的ところで、この一番右端の対応のまとめなどを拝見すると、十分に適切な評価が行われなかったというような記載がほとんどになっているかと思うが、聞いていて、適切に評価できなかったというよりは、そもそも指導の必要のある事実という認識がなかったのではないかと感じている。

そのあたりのところは、今後の再発防止策を検討するにあたってとても重要だと思うので、事実関係のところ、例えば校長、それから教育委員会の方などが最初のところで強い口調で指導を行ったということについて、何がそもそも体罰などに該当するのかという認識がばらばらで、「強い口調で指導したことはありました」ということを聞いたときに、これが体罰に当たり得るものなのかどうかというところまで想像ができなかったのではないかと感じた。

それぞれ聴取を行ったと思うが、その方々にその当時体罰というものがどういうものと認識していたのかということとか、例えば強い口調で指導を行ったことを認めたと聞いたときに、これは体罰に当たらないとか、指導の必要があるものではないと感じたのかどうか、そういうところを率直に聴き取っていただく必要があると思った。

多分過小評価をしたというよりは、そもそも指導が必要な状況だという理解までいかなかったのではないかと受け止めたので、そのあたりをもう少し細かく聴取していただく必要があると思った。

3 ページ目の④の部分の事実関係であるが、ここでは「長時間、被害生徒を立たせたまま叱責したことを認め」となっているが、これがその前のところには多分長時間叱責したというところでは出てきていなかったように思うが、これはいつ聴取したものなのか。②のところの強い口調で指導したと、長時間、被害生徒を立たせたまま叱責したということになるのか、それともその間にまた顧問教諭から話を聞いて、何らかの事実が出てきたということなのか、そのあたりのところを確認したいと思うが、認識はいかがか。

【事務局】 長時間立たせて叱責したという部分であるが、当該顧問教諭から事実を確認、聴取をしているのは、時期で言うと②番の11月30日から12月6日までの一つのポツになるが、この間3回ほど両副校長が当該教諭から聞いて、そういう事実があったということを確認したものである。

【委員】 そうすると、本来②のところにもそのようなことも聴取したということが記載されるということになる。その3回にわたって聴取した中身を簡単にまとめてしまうのではなくて、実際のやり取りを入れていただけるとこちらでも確認しやすいと思ったので、少し具体的にどんなやり取りがあったのかを教えていただきたいと思う。

⑦平成22年のあたりだけれども、被害生徒さんが卒業された後についてだが、これは学校のほうで本当に事実確認の必要性を考えていたのかということをもう少し確認する必要があるかと思った。卒業した後に面会を試みたが実現しなかった、となっているが、ただ不足した点を見ると事実確認を実施しなかったとなっていて、その後の調査を開始したのは被害生徒の保護者の方からのお話があったからのように見受けられたので、ここは本当に必要性があると考えていたのだろうかと思った。そこは、先ほど冒頭で申し上げたことにもつながると思うが、そもそも調査が必要というか、そこまで体罰にあたるようなものではなかったという認識でいたのではないかと思われるので、もう少しどのような認識でいたのかということをもう少し明らかにしていただけたほうがいいのかと思った。

それから⑬だが、6 ページのところでは校長が新しくなった、とある。すると、前任者からの引継ぎというのが通常はあると思うが、その引継ぎがなかったということで、以前保護者とトラブルがあった程度でしか把握していなかったとなっているが、通常前任者との間でどの程度の引継ぎが行われ、今回なぜ引継ぎが行われなか

ったのか、適切に必要な引継ぎが行われていなかったのかというところについて、もう少し詰めたほうがいい。そこはやはり冒頭に申し上げた体罰などに該当しないという意識があったのではないかと思われるので、そのあたりも詳しく確認していただいたほうがいいのかと思った。

それから、7ページの⑩についてだが、一番下のところに27年10月15日にまとめられた調査報告書の中でとあるが、これはいじめ問題調査委員会、第三者委員会でそのような結論づけがされたという理解でよいか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員】 8ページの⑪の一番下、事実関係の下のところで、学校では、顧問教諭の顧問は継続され、校長は、一審開始を踏まえて、顧問教諭に対し、生徒への対応に気を付けるよう指導したということだが、具体的にどのような話をされたのかというところを聞きたいと思った。

9ページ目⑫のところだが、この中で冒頭に暴力をしたと、平手でたたき行為自体はあったというようなことを顧問教諭が認めたということについて、B高校への情報共有を行わなかったということで、その理由のところがよく分からない。不足した理由を見ると、「係争中であるため、静観すべき」となっていたり、「校長の判断で部活の顧問の継続可否は判断する」となっていて、人事管理に関する具体的な指示に至らなかったとなっている。これは裁判の中で実際に平手でたたき行為自体があったということであり、ここでは少なくとも今まで体罰などがどういうものかという認識がそれぞれ違っていたとしても、体罰に該当する行為があったという認識ができたと思うので、この部分で学校に情報共有を行わなかったということの理由がよく分からないと思ったので、ここはもう少し事情聴取を詳しくして欲しいと思った。

10ページ目、今のところの続きで、レジュメの一番上に、校長が口頭で指導したとなっているが、ではどのような指導をしたのか、そこも具体的にもう少し明らかにしていただきたいと思った。

あと11ページ目の⑬のところ、今まで申し上げているのと同じなのだが、学校では前任校における体罰であるとして、顧問教諭を顧問から外すには至らなかったとある。その前の例えば民事訴訟の結果においても、県側の主張が認められたと判断していたという説明があったかと思うが、お聞きしているとどうも体罰などには当たらないという意識が皆さんにあったのかなと思う。ここについては体罰であるとして、顧問教諭を顧問から外すには至らなかったというよりは、もともと体罰があったと理解していなかったのではないかと思われる。そのあたりのところももう少し何をもって体罰と考えていたのか、では今回出てきている事実関係について、それを体罰だと認識したけれども、過小評価したのか、そうではなくて、もともと体罰などには該当しない、部活ではよくあることなのだと、やむを得ないことなのだという程度の認識だったのか、その辺のところをもう少し詳しく聴取していただきたいと思った。

【事務局】多くの点を指摘いただいたが、必ずしも今答弁できるものでもないところがあるので、追加で調査、確認すべきものはして、それぞれ説明させていただきたいと思う。

【委員】報告を聞いていて、大変丁寧にやられていると思いつつ、でも一方で理由の解明チームがやるべきことって何だったんだみたいなところがだんだんぼけてしまったという感じがあり、特に最終的にまとめのところによく出てきているのは、正確な認識ができなかった、適切な評価、対応ができなかった、情報共有ができなかったという話だけれども、設置要綱にあるぐらいだからこのこと自体は最初から分かっているわけである。最後のまとめでまたそれが出てくると、単に循環論法で循環しているだけで、最初から分かっていることは確かにあった、ただ今回丁寧な作業をやられて、何か見えてきた点があるとすれば、具体的な事実経緯に即して、どの時点で具体的にどういう認識の情報共有が足りなかったか、どういう正確な情報が認識できていなかった等々の場面、場面を特定されたというところは、なるほどと思って聞いていた。けれども、そのことと不足した理由というのを今回の聴き取りの範囲の言葉で色々なところから持ってきて理由が分かるかということ、それは違うことだと思う。違うことだから、最後のまとめをしようとしたら、「結局最初から出ていたじゃないか、設置要綱に」と、言葉でもって全部まとめる形である。これだと本当の理由が分かってこない感じがすごくして、ここの表でいえば不足した点までのところを割り出すとかすごく大事なことだと思うのだが、では一点一点について、なぜそうなったのという、やっぱり規約の言葉で何か分かってくる話ではない。もう少し構造的に今の学校現場がどうなって、例えば世間ではそういうのは体罰だと思っているけれども、学校の特に体育会で、部活の中では、そういうのは体罰とはあまりみんな見てないようなことがあるとか、あるいは部活の顧問を交代させることについての校長先生の権限は、通常考えたら校長は代えられると思うが、学校の部活世界では競技団体も背後にあるし、この方がその中のポジションもあるし、いろんなことがあって全部いろいろ入ってくるのだと思う。そういうことをむしろ本当の理由として知りたいし、そのことが恐らく今後の再発防止につながるのではないかと思う。

だから、今回前半まででこのようにきっちり引っ張り出していただいたところはよいとして、すぐに理由を持ってくるのはちょっと急ぎ過ぎなのではないかという感じを受けた。個々の点についていろいろ思ったことはあるけれども、時間がないと思うので、大枠として少しそこら辺の理由のところの解明をもう少し違うアプローチを含めて大胆にやっていかないと、せっかくやってきたことが深まらないという印象を受けたということである。

【事務局】調査の在り方、それから整理の仕方については、今の意見も踏まえて、組織内で検討していきたいと考えている。

【委員】 皆様の意見と重複する部分はかなりあるが、今回の理由の解明チームがやられたのは、これまでの記録の整理というところで私は受け止めた。あるいは新たな証言があったのかというあたりをもし私が聞き漏らしたのかもしれないけれども、一点確認したい。

それから、色々な訴訟に立ち会ってきたが、論点整理というのは、例えば今回の場合は被害者、御遺族の方の御意見、そして顧問、学校、県教委、この辺りをきちんと論点を整理する中で何が至らなかったのか、そのあたりが一番今回の解明をしなければならない部分であると私も感じた。今までの御発言された皆さんはそんな思いではないかなと、感じた。

それから、これはいつからいつまでというか、最近したものなのか、情報整理というところなのか、そのあたり確認をしたかったので、その三点、もしお答えしていただくことがあればお願いします。

【事務局】 基本的には既存の資料を基に時系列ごとに、いつどういうことがあって、重大事案につながったのかということの解明しようとしてやってきており、時系列ごとに並べたときにつながらないような部分についてヒアリングを行って、当時の関係する責任者、校長を聴取している。

今回の整理の中で新しく出てきたこととしては、大きなこととしてははじめがB高校の中であったということで、その中でも当該顧問のそういう発言があったということが作業の中で新しく分かったことである。

【委員】 まず、先ほど被害者様のほうから質問があった点で、外部委員の人たちがこの件について知っていたかということで、私は一切知らされていなかったのも、恐らくほかの外部委員の方々もこのような解明事由になるものの作業については全く聞かされていなかったということがある。

それから、前回被害者や御遺族の意見聴取の中では、A校の事案からB校の事案に至る一連の流れの中で、なぜB校の事案を止められなかったのかということについて、A校事案からずっと遡っての事実関係の解明は不可欠であるということを行い、その条件として被害者、そして加害者教師の聴取は欠かせないのだということを行ったと思う。しかしながら、今回この解明チームなるものがそれに応える形ということでこういう作業をされたのかどうかということを確認したいということと、それに関連して、今後改めてそういった被害者、加害教師の聴取等を含めての調査というのは行われる予定はないのかという点について確認させてください。

【事務局】 今回の作業については、第3回の策定委員会の中でも概要を説明しているが、学校と県教委が、要はこの事案に関して第三者調査報告書の中でも組織的な問題があったのではないかとということで、事実の認識とか、適切な評価、対応、そして的確な情報共有、それらが十分でなかったのではないかと。具体的にどうしてそのようなことになったのかをこの理由の解明チームの中で解明してきているということなので、基本的には県教委とか、学校関係者に対するヒアリングを中心にし

てきたという状況である。

【委員】 今後調査するかどうかについては。

【事務局】 今後の調査の部分については、ウの議事のところで説明させていただく。

【委員】 最初は質問で、人事管理等検討部会の理由の解明チームというのはどんな構成で解明したのか。これは、事実認識とか解明していくというところなので、結構重いところなのかと思う。どんな構成だったのかというところを教えてください。

【事務局】 県教委の教職員課の総括的な係の担当と、県立学校人事担当とがチームの構成員となって作業を進めている。

【委員】 教育という視点だけではなくて、いろんな立場から見なければならないというところがあるので、同じ県でも、例えば心とか健康という面だと、児童相談所とか精神保健福祉センターとかいろいろ専門病院とかもある。先ほどから被害者の御家族とか御遺族の方もこれではやはり落胆されてしまう内容なのではないかなというところであった。

もう一点は、これは完成版ではないという認識で話すが、まず最初に人事管理等検討部会のA4の紙だが、あるべき対応、確認のところ、少なくとも最低限この平成21年の段階だと「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」とかがある。だから、そういう面での子供たちを守っていくというところも、既にあったので、そういうことに照らし合わせていただくとよいのではないかな。

最初の1ページで、厳しい指導により授業に出席できなくなったということで、基本的に学校に出席ができなくなったという時点でかなり重大なサインだったということである。だから、その後どうなるか、かなり予見ができる状態とか、重大な状態に陥っているので、やはり深刻なこととして捉えるべきなのだが、そういうところが不足した理由というところでは、検討されていく必要があるのかとも思う。

もう一つのは、損害賠償と刑法の範疇でのところがどうしても主になっているような部分も見えて、実は刑法で問題なかったとしても、そもそもにして、もともと教員というのは高い倫理観と義務を背負っている。だから、それは不起訴になったとしても、そのままこれで問題ないという見方だけだと、どうしても岩手でいい教育を若者が受けて、羽ばたいていただきたいということにならなくて、最低限のところどうなのかなという話になってしまう可能性がある。

そういう意味では、強い指導とか、立たせたりとか、暴力なのではないかという見方もあるわけである。だから、実際に暴力被害を受けても現行犯でなければ証拠も証明されないからというケースはあるわけである。一般的な社会では強要されたりとかもあるので、そういう面も照らし合わせて、少し考えたほうがいいのかというところ、人事管理などの検討ということだが、実際労務管理で適切な業務遂

行能力があるのかというところで、やはり視点として一回問題視されているので、そこが継続的な指導と評価をして、やっぱりこの人やれている、やれていないという判断をどうしていくのかという面で、検証が必要かと思った。

あとは、2ページからであるが、実際ここまで大変なことが子供に起きている状況だし、御家族も大変心配しているというところだが、本来こういう問題があったときにどうサポートしたのかとか、やはり大変な状況に陥っているので、この指導はどうだったのかというところが、そこは結構書いてあるが、子供にどうサポートするかというのも、ある面教員の責務であるところもあるので、それがやれていたのかというところを見ていただくことも加えていかなければと思っている。

3ページ目、そもそも強い指導をしなければいけないということだったが、中身というのは、強く指導しなければいけなかったことなのか。その指導をしなければならなかった中身は、これほど強く指導しなければならないということの正当性があったのか。例えば意図的ではなくて、何か物をなくして帰ってきたというときに、土下座までして謝らせるかといったら、そんなことはないわけで、これもそもそもこういう状況に陥っているところの教育の内容として、これは正当性があったのかどうか、これが前提になるものだから、そこまではないことなのに、そもそも強い指導をすることの正当性があるのかないのかという面は、業務遂行と服務命令のところ、そこまで強い指導を求められることというのはあまりないのではないかな。

ここは行為だけがどうしても出ているのが、そもそもそういう教育のところ、強い指導したという正当性がないことであったり、疑問が投げかけられているような教育的な中身があったときに、そのこと自体も改善がされたのかされていないのかというところが、あるから最後の行動が出てしまうので、そこも少し検討していただく必要があるかということである。

そこも含めてだが、先ほど言ったようにどうサポートするかというのは、先生たちは子供たちを守っていくという高い責任と義務がどうしてもかかっているので、サポートという面では今回のところでは見えないし、これではというところがある。

あとは、5ページである。ここは不足したとか、不足していないとかあるが、被害生徒の保護者に報告して、暴行、暴言、威嚇等の事実は確認できなかったとしても、子供によっては辛い状況で、大人でも人前の面前で怒られるといったら、今はパワハラでひっかかってしまったりするようなことである。子供はまだ未成熟で、非常に大変なことで、守ってあげなければいけないときに、仮にこれは暴行、暴言、威嚇であったのではないかという次元の前に、こういうことが繰り返される状況だったら、それが心の内傷体験になったりということになるので、そういうところも正式な事実認識、対応できなかったという面では、そういう視点でのアセスメントをしていただいたほうがいいのかと思う。

あとは6ページで、県教委の⑨のところだが、こういう問題のあった職員の適切な業務遂行能力があるかどうかというところで、そもそもこういうことに該当したときの人事評価の判断というのはもともとどういふのがいいのかとか、これというのは結局再発防止するという面では、どういう評価を重みとして考えているのか、あとは再教育されてとか、再教育したのかどうかとか、再教育されたときにその人

が変わったとどう判断されるのかというようなことの視点もあったほうがいいかと思った。

7ページだが、不起訴処分になり、何となくトーンとすると刑事罰ではないということ、正しい教育というのはイコールではない。より罰を受けるかどうかということ自体もちろん問題なのだが、もう少し高い義務を持っているので、ややもすると正しい教育という視点で、不起訴処分となったとしても、どういうアセスメントをしていくかということが課題になっている様子が受け取れるかなと思う。

あとは、何回も委員の先生方も繰り返されているように、これは学校という一つの塊の組織でやっているのだから、組織的な対応という次元では、もう少し広い枠組みの中で組織的な対応の是非というのは考えなければならないと思う。

先ほども委員の先生から出たが、一部の部員とか、いろんな証拠もあるという周囲の先生方もそのような教育や指導についてどう考えていたのか。やはり本当はみんな正しい認識でやっていかなければならないが、では何でそういうことが起きてしまうのか。これは傍観者効果といって、みんな不介入になると問題も軽く見積もってしまったり、本来は重大で介入していかなければならないのに、みんなで軽く見積もったり、責任が分散されて、自分も悪くないとなってしまうたり、ぼかし効果が出るので、そういうことも考えていただきたいと思う。

刑事罰だとか、損害賠償だとか、そういう視点と併せてそもそも適切なあるべき教育のモデルであったのかなのか、やった行為の是非が問われているというところもあるが、そういうことをどう考えて、どう指導したのかという、やはり高い倫理観を持たなければならないという点もあるので、またそういうことがどう情報共有されるべきだったのかという面も不足したところには入ってくる。もう一つ、繰り返しになるが、被害者救済がどう学校として動くべきだったのかということと言うと、教育現場だけではなくて、ここでは最後に色々な学校の先生たちが入っていることが見てとれるが、教育現場だけではなくて、もう少し広い視点での助言などを求めるべきではなかったのか、今の段階ではそういう視点がまだ不足されているのではないかとも思っているのだから、取り入れていただくということも重要かと思っている。

【事務局】 調査報告の視点で、御意見頂戴した。

【委員】 本当は子供はそこで適切に教育現場で受けるべき教育で享受すべき問題、ということと受け取ればよかったという面もあるので、本来どんなことが教育としてされるべきだったかとか、その土壌として、環境設定としてどういう教育現場の関係状態がいいのかという視点も少し取り入れていただくのが必要なのではないかと思った。

【被害者父】 委員からの御質問について一点のみ私のほうから答えたほうが正確になるかと思うので、それについてだけ答える。

2ページ目のところで、長時間立たせたままというのはどこから出てきたかとい

う質問があったが、当時バレーボール部の部活が終わるのが午後7時から7時半、ところが部員の友達のお母さんが一晩だけ息子が随分遅く帰ってきたのを覚えておられた。息子が帰ってきたのは夜10時過ぎていたと。なぜこんなに遅くなったかと聞いたら、「息子が一人で呼ばれて、みんなで心配して待っていたけれども、いつまでたっても帰ってこないの、先に帰ってきた」と。したがって、私がここは2時間から2時間半と推定して、息子のほうは2時間とか3時間とか3時間半と答えているようだ。なぜか裁判では、何の根拠もなく30分以上とされてしまったが、これについては当時のそういう経緯を顧問から話を聞いた副校長から、私がその後聞いた話では、長時間立たせたことは認めている。大声で怒鳴りつける、至近距離から怒鳴るといふことはあったと。「至近距離とはどれぐらいなのですか」と尋ねたところ、30センチぐらいという話があったような気がする。これについて顧問教諭に尋ねたところ、「何を言ったか思い出すことはできない。時間については覚えていない。」と、これを繰り返すのみだったと、これが当時の事実関係である。

議事ウ 第3回策定委員会意見聴取における御意見・御要望について

【ご遺族父】この資料関係については、もし可能なら事前に配布いただいて、できればこの会はこのとおりの議論等々が活発になるような形のほうが望ましい感じはした。多分委員の先生方も、もし差し支えない範囲で前段で情報開示していただけるのなら、この準備もあるし、色々なアイデアその他も出てくると思うので、次回以降そういった形がよろしいかと思う。

調査いただいた内容についてなのだが、今着席いただいている特に県教委の皆さん方はほとんど当時のことを知らない方ばかりで、聞きに行っても多分話さない方々も半分以上いるだろうし、難しい中、時系列的にまとめていただいたところについては、本当にここまで書いていいのかということも目につくので、その辺はよく尽力いただいていると感じている。

ただ、時系列的に事実だけを現状並べ立てているだけなので、多分委員の皆さんも細かく資料を読み込む間もなくこういう状況なので、もう少し具体的なところはきっちり事前の書類、その他きっちり見た状態で議論いただいたほうがよいかと思うので、現状のスタッフの中では限界に近いところもあるかと思うけれども、その辺は極力早めに情報を開示いただければと思う。

あと、張本人が代理人弁護士を立てて回答しかねるということで、この場は多分訴訟でも何でもなく、司法手続を経ているわけでもないの、公務員としていかなものかなという感じがする。先ほど委員の先生方からも教職員たる者ということがあったけれども、身分は公務員だが、やっていることはその辺の輩と同じような状況で、なおかつ子供よりも自分の身分を保護しようというようなところについては、非常に怒りを通り越すというか、逆に普通の神経ではないなという感じがするので、県教委の方々としてはこういう状況、県職員なので、配下にいる教職員、逆にいかがお考えなのかというようなところをもしあればお聞かせいただければと思

う。

あと当該教諭に対する処分に対してだと思うが、嘆願書のようなものが集められて、提出もされていると聞いている。それも多分県教委で受け取られているのではないかと思うけれども、容認されているのか、共有するつもりなのか、その辺についても話をお聞かせいただければと思う。

【事務局】 今回の回答に対する対応についてだが、当該職員に対しては、第3回の策定委員会での意見聴取の内容を伝えて、その反応については本日報告させていただいたところで、事務局、県教委としては、本人の意思として素直に受け止めている。ただ本日様々な意見があったので、本日の策定委員会で意見があったことについては、改めて代理人弁護士を通じて伝えたいと考えている。

それから、嘆願書については昨年10月に県教委に嘆願書が届けられている。それについては、特にこちらのほうで対応は考えていない。

【ご遺族父】 対応を考えていないということは、容認しているということか、どのような感じなのか、ただ届いただけで放置状態なのか。

【事務局】 ただ受け取っただけということである。

【ご遺族母】 嘆願書の件だが、私の知り合いのお子さんが書いてしまったらしいという連絡をいただいて、どのように行ったのかというと、部活の先輩から、書いてねと、名前と住所を書く欄だけを回されて、何にサインしたのか分からない。後から聞いた、と、分かっただけでなかったのにと。先輩から流れてきたから書かなければいけないという感じのものがほとんどだったのと、それを回しているのは自分の子供が教諭にかわいがられていて、そういう親限定のものであり、あまりいい思いをしなかったお子さんのところには一切回っていないという話も聞いた。あまり効力のないものだから気にしないでとは言われたけれども、出された子はやっぱり気になっていたの。

それと先日、命日にいらしていただいて、その節はありがとうございます。当時の子供たちにアンケートを取っていると話していたが、それは息子が関わった学年の子供たちということか。

【事務局】 よろしいか、アンケートの関係。

【ご遺族母】 息子は3年生のときに亡くなって、そのときの1、2、3年生に対してのアンケートということではよろしいか。それともまだ取っていないのか。

【事務局】 アンケートにつきましては、全学年やっていたということである。

【ご遺族母】 バレー部以外もということか。

【事務局】 バレー部を対象としているということである。

【ご遺族母】 上の代というか、3年生以下ということによろしいか。

【事務局】 発言の訂正をさせていただきたい。アンケートというのはどのアンケートを指しているのかももう一回確認させていただきたい。

【ご遺族母】 事情聴取というか、7月3日にうちに来ていただいたときに事務局の職員から聞いた話である。私がそのときに、「今さら意味がないんじゃないですか」と言った。そして、皆さんは黙られてしまって、覚えていないか。

【事務局】 重大事案が発生した時点での当時いた部員の皆さん全員ということである。

【ご遺族母】 それは今の話か、3年前とか2年前ではなくて。

【事務局】 ではなくて、今の話である。

【ご遺族母】 今か。

【事務局】 はい。

【ご遺族父】 命日の日にお越しいただいたときに、これから事務局の職員としても当時の状況を含めて調べ直すような話があった。そのときに当時の生徒たちにもやるという発言をされたので、そのときアンケートを取ったということだと思うが、今確認いただいているのは事件当時の学校内でのアンケート、第三者委員会のアンケート、そういう話である。

【事務局】 当時ではなくて、再度そういうことをしている。

【ご遺族母】 数名の保護者の方に伺ったところ、子供からは何も聞いていないと言っていたので、まだかと思った。そのとき、息子の後輩3名が辞めているが、一人は入って2か月目ぐらいで、あとの二人は顧問についていけないという理由で辞めたと聞いているのだが、これからアンケートなり取るのであれば、そこにも聞いていただきたいと思った。よろしいか。

【事務局】 そういう部分も確認させていただきたいと思う。

【ご遺族母】 それと、次第の4ページ目の再発防止「岩手モデル」策定にあたって云々という4行目に「7月に本県で発生した自死事案」、ここが息子のことなので、

それによって書かれたものかと思うが、6行目の「やる気や希望を伸ばせる進学先を選び」とあるが、全国的なものなので、教師もどこがいいとかまでは分からないだろうし、子供たちも入ってみないと分からないと思うが、要は進学先を選ぶ云々はあまり現実味がない。息子はD大学に話をいただき、D大学のバレー部は推薦6人取って、あとはもう一切受け付けないという大学のバレー部だった。そこの重責もあり、当時D大学バレー部は大学の中で1位だった。そこに決まって、私もよかったと思う反面、あまり息子が乗り気ではなかったのも、何度も先生に大丈夫かという話を聞いていたのだが、推薦した本人が「やっぱり推薦すべきではなかった」、「おまえは大学でも使えない」などと暴言を吐いていたことを亡くなってから知った。

それで、そういうやる気を出させるために鼓舞してくれる感じではなかった。息子がスランプになったり、足をけがして、全日本の高校選抜に漏れてしまったという、自分が頑張ったことが顧問が報われなかったような、そのはけ口が子供に対して暴言で来たと思うのだが、大学に行くのは子供であって、これから頑張らなければいけない4年間をどんどん不安にさせられていってしまったという経緯があったと思う。こちら辺は「やる気や希望を伸ばせる進学先を選び」とさらっと書いている部分に見える。ただ、私たちにとっては一つ一ついろんなところにひっかかりが見えてくるのだが、先ほど意見もあったように息子が置き去りにされているようなところをもう3年経ったから感じる部分ではあるので、もう少し息子によってこれができたという書き方、考え方をしていただきたいと思った。

【事務局】我々のほうでも内部でもう一度検討したいと思う。

【ご遺族兄】我々遺族は、弟を失ったことで日々いっぱいいっぱい何とか生きている。昨日も亡くなった弟の時を止めたくないの、誕生祝を家族3人でした。

今生きているのが限界、結構いっぱい生きてるのが、こういう報告会に来て、いざ書類を見ていたら、当時のつらい記憶をよみがえらせるだけよみがえらせておいて、なかなか薄っぺらい言い訳だとか反省のような、何かさらさらっとまとめたような時系列のものを出されて、ただただつらい気持ちになっただけだと思った。

それで、先ほどから少しうとうとしている方もいたりとか、皆さんにとっては少し面倒くさい一つの事案なのかと思って、こちらの意見も参考にしますと言って、結局参考にされてこなかったのが今の結果だし、だから今後もこんな感じでだらだらと言いつつとか、きれい事のように終わらせようとするのであれば、こっちももっとマスコミの力を使ったり、世間の声も参考にしていくなかと思っただ次第である。

ただ気になったのが、教員を一定程度生徒と接触する現場から離していく対応を考える記述があったと思うのが、なぜ皆さんがかばおうとするのかも分からないし、もう見る限り異常な行動がたくさん出てきているのに再教育したらその人格が変わるかものような文章に対して、我々がそうですね、また教育現場に戻れるようにな

ったらいいですねなどと思うはずもないので、なぜまた教育現場に復活させる可能性を残しているのかもよく分からなかった、今日は。

先ほどの命日のこともだが、人に言われて手を合わせに行くぐらいなら、別にこちらは来なくてもいいと思っているし、来ていただいたのはありがたいが、そのときの話も結局曖昧に合わせただけで、アンケートって何？のようになっているし、今後5回、6回続けてもきつと曖昧な言い訳がどんどん紙が分厚くなっていくだけのような気もするので、皆様にとっては面倒くさい事案の一つかもしれないけれども、僕たちはこの一件で人生が変わっている。そこをもう少し考えていただけたらと思った。遺族にとっては「岩手モデル」が「TSUBASAモデル」であろうとどっちでもいいので、早く顧問をどうにかしてほしいし、二度と死者を出させたくないという思いでいっぱいなので、そこをもう一度考えていただいて、言い訳とかはもう大丈夫なので、そこをもっと近道していただきたいと思った。次も多分来れたら来るので、変わってくれたらなとは思う。

【事務局】 ありがとうございます。

【被害者母】 ご遺族の皆さんからいろんな話が出たけれども、私が皆さんに伝えたいことをはっきり申し上げたいと思う。

皆さん一人一人共感と、それから想像力があまりにもなさ過ぎるなどということをもまず思っている。自分自身が愛する方がもし突然自分の目の前から無くなってしまったら、今まで普通に生活していた子が突然暗くなって、何も手につかないような状況になったら、皆さん、ああ、何てことはないな、そのうちどうにかなるよ、ずっと10年たって、20年たってそう思いますか。想像してみてください。皆さんが愛する人がそのような状況に陥ったときに、皆さんはどう思うのか。もっと想像をして、共感してほしいと思う。今日出していただいた資料も多分このことを知らない方が読んだら、「学校、別に普通にできるだけのことをやったんじゃないの。それが何か物足りなかったことが今問題になっているのかもしれないけれども」と考える方もいるかと思う。ここに書かれていることは、皆さんの都合のいいようにしか書いていないと私は感じた。

表現の仕方一つで人の一生は変わる。部活が終わって、水分一滴取らされていない子供が教師と二人だけの密室の中で数時間にわたって、「てめえみたいなのが駄馬なんだ。サラブレッドなんかになれるわけじゃねえ」、「脳みそ小学生以下か」、「おまえみたいな人間が日本を駄目にするんだ、おまえみたいなやつが政治家になっているんだ」、椅子を蹴り上げながら、ポケットに入っている鍵を壁に投げつけながら、それを言われたその状況を想像してみてください。希望が持てなかった、子供のそのときの気持ちを想像してみてください。何度も申し上げているが、教育というのはその子を支えて励まして勇気づけるものである。それが教育現場でなされていない。顧問はそれをしていない。結論は、おのずと出てくる。

【被害者父】 代理人弁護士を通じてとあるが、教育長自らが呼び出して伝えてください。よろしいか。我々もこの策定委員会の設置要綱に沿って、前回この場に出てきて意見陳述をし、皆さんの質問を受けた。現在も教員免許を持って県職員として以上、教育長自らがその指示を出してください。

それから、5ページ目、6ページ目、私が尋ねたことに、答えになっていない。この転記したことで何で答えになるのか。ただ、先ほどもう一度調べるという話があったから、これはすべて最初から調べなおすということで理解してよいか。

沖縄県の高校で今年の1月、空手部の主将が顧問のハラスメントによって自殺に追い込まれた。この顧問は、この7月に懲戒免職処分となっている。これよりはるかに悪質な当該顧問が第三者委員会の報告書が出て1年半になろうとしているのにいまだに職員を続けている。私には到底信じられない。岩手県の教育委員会はどうなっているのか、これは。

【事務局】 この委員会は、「岩手モデル」策定委員会ということで、第三者報告における提言を受けて、二度とこのような悲しい事案を起こさない、そのためにどうすべきかと立ち上がった委員会であり、今日報告したのはその中の人事管理、特に学校と県教委の管理にどういった問題点があったのかということを中心にしている。この報告である。ただ、御遺族の皆様、被害者の御家族の皆様、それから委員の先生の皆様から様々御意見頂戴したし、まだまだ至らない点がある。これについては、我々としても全力で引き続き取り組むし、これとは別に今被害者様、それからご遺族様からあったように一定の措置、処分というものもあるが、それについても一方で色々な調査をしながら並行して作業をしているという状況なので、なかなかその辺明快に説明できない部分はあるが、我々としては全力でモデルの策定等を踏まえて、この事案の解決とあわせて対応したいと考えている。

【被害者父】 私は教育長に今伺った。教育長答えてください。

【事務局】 恐縮だが、私は教育局長で、教育長ではない。私が今話したのはこの策定委員会の委員長として発言させていただいたところである。

【被害者父】 教育長は来ていないわけか。

【事務局】 はい。

【被害者父】 前回も来ていない。

【事務局】 モデル策定、この委員会については私が責任者ということである。

【被害者父】 では、上司にそのように伝えてください。教育長自らが当該顧問を呼び出して策定委員会で意見陳述をするようにと。

【事務局】 御意見頂戴したことについては報告する。

【委員】 先ほど私が質問した内容というのがこちらの7番に関するところだと思うが、これは被害者御家族のほうから別途調査検証委員会の設置をお願いしたいと、そして関係者等についてもその議事の中に入って、きちんとした調査を行ってほしいという要望が出されているが、これに対する対応として、人事管理等検討部会報告のとおりと書かれているので、「後で説明します」ということでずっと待っていたけれども、結局これは何にも言っていないと同じだと思うのだが、この点について、今後対応することはあるのかなのかという形で簡潔にお答えいただければと思う。

【事務局】 7番の調査検討委員会だが、これについては6番の一連の事案の徹底検証の中でも申し上げたが、今回の事案が起こってしまった理由の解明について、人事管理等検討部会が具体的な作業を担当し、その案を策定委員会の場で示して、御意見とか御指摘をいただきながら、さらに中身を詰めていく、確認、整理を進めさせていただきたいということである。

【委員】 ということは、被害者の御家族の方が望むような形での調査は行うつもりがないということでしょうか。

【事務局】 事務局の案としては、そういうことである。

【委員】 この件について、被害者様お願いします。

【被害者父】 私は聞き間違えたのか、先ほどもう一回調べ直すという話だったように理解したのだが、違うのか。

【事務局】 31年3月に行った処分以降の期間の部分については後輩云々の陳述書等が出されて、その中にそういう疑いがあるような行為も記載されている。そういうことも踏まえて、それ以降の部分について調査が必要だということである。

【被害者父】 それ以前の部分について調査をしない理由は何か。

【事務局】 処分を行った部分につきましては、裁判を通じて事実を解明したということである。

【被害者父】 裁判制度に対して理解できてないのではないか。裁判制度というのは、被告と原告がお互いに証拠を出し合って、そして裁判官がどう違っていると、それを決めているだけである。裁判で真相の究明なんかできない。どうか。

【事務局】繰り返しになるが、いずれ我々としては後輩部員さんが陳述書に記載されているその内容等を踏まえて、調査が必要だと判断している。

【被害者父】私の質問に答えてない。裁判で真相が明らかになるわけではないのである。ちゃんと調査をしなければ真相は明らかにはならない。それについて答えてください。

【事務局】調査を徹底的にという話だと承知している。今日、平成21年以降の状況について、我々も調査した内容について報告したが、この中にはバレーボール部員、A高校、B高校両方、一部の調査しかこれまでされていなかったので、どこまで広げられるかというのはあるが、我々としても事実の解明に取り組んでいきたいと考えている。

【被害者父】最初から話を始め直さないといけない。これでは調査になっていないと、私が一番最初に言った。

【事務局】私から答えさせていただくが、我々としても多くの職員が体制を組んで、過去10年前に遡り調査を行い、関係者からもヒアリングをしているし、今日報告したのは途中なので、まだまだ調査を続けていくので、その中で、御意見様々頂戴したので、より事実が明らかになるように努めていく。

【被害者父】きちんと調査をするのであれば、調査の手法をどうするのかということから始めなければ調査にならない。違うか。

【事務局】本委員会は、繰り返しになるが、第三者委員会の調査報告書に基づいて「岩手モデル」を策定するという提言に基づいて策定された委員会である。それを実現するために我々は部会を8つ設置して、その一つに学校、教育委員会の対応がどうだったのかということ調査整理していくという部会がある。それがこの委員会に課せられた所掌である。

したがって、我々とすればこの委員会の部会を通じてできる限り過去も遡りながら子細に調査やってきているし、引き続き全力で当たっていきたいと考えている。

【被害者父】この策定委員会は、何のための策定委員会なのか、何を策定するのか。

【事務局】設置要綱のところの話に戻るが、この委員会は第三者委員会の報告に基づき、「岩手モデル」を作成すべきだという提案に基づいて立ち上げた委員会なので、その提言に基づき我々として必要な措置を講ずる委員会である。

【被害者父】簡単に言うと、第三者委員会にこういうものをつくれと言われたからやっているだけだと、そう聞こえるのだが、そうなのか。

【事務局】提言を踏まえて、これを県教委として取り組まなければならない事項ということで整理して、設置要綱を整理、そして県教委だけではいけないということで、有識者の皆様にも入っていただき、御遺族様からの御提案もいただきながらそれぞれの委員さんの知見に基づいてこの委員会を進めていこうと考え、立ち上げたものである。

【被害者父】その設置の経緯についてはもうよく分かっていますから、何度もお話しにならなくてよい。何を目的にしたものなのか。

【事務局】先ほど説明したとおりである。

【被害者父】策定委員会は、何を目的にしているのか。

【事務局】設置要綱でも記載されているとおり、「岩手モデル」の策定のための委員会である。その策定のために必要な調査、情報収集、検討を重ねながら進める、その手段のために委員会を立ち上げて、皆さんで御協議いただいているというものである。

【被害者父】その策定委員会の調査というのは何の調査なのか。

【事務局】本日も報告した内容などを過去に遡りA高校事案、B高校事案も併せてなぜこのような悲しい事態に至ったのかということの解明をしつつ、二度とそういうものを起こさないような取組、これを進めるため、この委員会を設置したものである。

【被害者父】そうである。徹底的に調査をしなければできない。違うか。

【事務局】そのとおりだと思う。

【被害者父】そうすると、最初からもう一度調べ直すという理解でよろしいか。

【事務局】我々はもう既にいろいろな調査、取組を進めてきていると理解している。

【被害者父】あなた、その理解が全く間違っている。一番最初に言ったとおり、この調査報告では全く何にもならない。開いた口が塞がらない、皆さんの言い訳しか書いていない。真相が何も明らかになっていない。だから、調査のやり方自体が間違っている。皆さんだけで調査をして調査と、そんなものなるわけないだろう。

【事務局】我々だけで調査しているつもりはない。部会では作業をしており、確かに聴き取りとか、資料の確認とか、そういうことは我々でやっているが、それをこ

の場に出して委員さんの御指摘、御意見をいただき、さらに中身を詰めていくということで、委員会としてやっていることを認識している。

【被害者父】 その調査のときに、我々被害者も御遺族も誰も立ち会っていない、呼ばれていない。そもそも調査すること自体を知らされてない。これで「調査をしました」「この結果でした」と言って、受け入れることができると思うか。外部委員の皆さんにもぜひお聞きしたい、お一人ずつ。こんなことで調査と考えられるのかどうか、ぜひお一人ずつ御意見を願います。

【委員】 私は第2回の会議から参加している。そのとき設置要綱の目的が明確に書かれていないと申し上げた。

先ほど何度も説明していたけれども、この委員会の設立の目的のところにあったあれを何度繰り返されても意味がない。というのは、目的を語っていないから、「岩手モデル」をつくるのが目的にはなり得ない。もう二度と子供の命を失わせないこと、これが最大の目的である。そこを目的として明確に書けないところがこの委員会の一番のウイークポイントである。

今回ようやく第2条1項に挙がっていたけれども、問題ある指導について正確な事実認識、適切な対応云々、正確な事実認識が何よりも重要である。ですから、先ほど私が質問したけれども、県教委が保有する資料をベースにして事実を整理していくことは片手落ちになる。当然のことながら、もう一方の当事者の情報も組み込んでいかなければならない。でないと、そもそも正確な事実認識たり得ない。

この作業を県教委の皆さんだけでやるのは至難のわざだと思う。そこに必要なのが我々の目なので、そういったところに我々の目、知見等を使わせていただきたい。皆さんだけで進める作業の中に、報告書の中に私の名前が使われることは到底納得できない。

【事務局】 承知した。今後の進め方の参考にさせていただく。

【委員】 調査というのは、一つはどれを対象にして、何を調査するかという目的があって、今話が出たところで、それぞれ限界はあると思うので、その限界があればどうやってそれを埋めていくかであるのだが、もう一方で調査というのはどう解釈して、認識に至るかという、その両面がある。ここでもう少し不足な点があるのではないかと委員の方々からも様々出ていたと思うが、一点、こういう対策のときというのは、問題があったかなかったかということ、問題はあるわけである。だから、あったかなかったかという対策だけだと、絶対いいものにならず、教育というのはもっと高い志のところでは実際やっている方ももちろんいるし、対策は目標設定をどのくらいにするかというところで、その高い水準のところをよく考えていただいて、そういう視点から調査するというのは、より高い次元で少し事態を眺めていただくということがよりよい対策にもつながっていくし、それがいいものでなければ、やっぱり子供たちで苦しむ方もそれは当然いるし、そういう面で調査する時に、よ

り求められる本来あるべきなんじゃないかという高い水準で見ていただくということが結果的にはその後の対策にもつながっていくと思うので、そういう面で、そのことが最終的に課題なので、少し高い水準で見ていただく必要があるのではないかとはいえる。

【事務局】多くの御意見頂戴した。調査の方法についても貴重な御意見多々あった。内部でも検討していきたいと思う。委員の皆様にも相談をさせていただきながら、よりよい調査となるように取り組んでまいりたいと思うので、御理解賜ればと思う。

【事務局】次回第5回の策定委員会は、12月の下旬を考えている。委員の方々の御予定をすり合わせて開催日を決定したいと考えている。後日、日程調整の調査用紙を送るので、御対応のほどをお願いする。

5 閉会